

白山手取川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、
内共第9号及び内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、白山手取川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらます）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域で竿釣、流し網又は投網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は流し網、投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった時は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする同表の中欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具漁法	規 模
あ ゆ	竿 釣	毛針釣及び友釣(ルアー釣を含み、掛針は4本以内とする。)
	流し網	1. 統数 1人1統 2. 網丈90センチメートル以下、浮子網の長さ5.5メートル以下、網目2.8センチメートル以上のもの
	投 網	1. 統数 1人1統 2. 網目2.8センチメートル以上のもの
やまめ(さくらます) 及びいわな	竿 釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣

2 石川県漁業調整規則第34条に定める漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とし、それぞれ同表のイ欄の区域で同表のウ欄の漁法による遊漁は、同表のエ欄の期間でなければならない。

ア 魚種	イ 区 域	ウ 漁 法	エ 期 間
あ ゆ	A地区 川北大橋下流端より上流の内共第5号区域内の手取川本流、支流の和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の全域	竿 釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投 網	8月1日から 12月31日まで
	B地区 内共第5号区域内の大日川、支流の杖川、堂川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の全域	竿 釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投 網	8月15日から 12月31日まで
	C地区 川北大橋下流端より下流の内共第10号の区域	竿 釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投 網	7月21日から 12月31日まで
やまめ及び いわな	内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号（やまめに限る）	竿 釣	3月 1日から 9月30日まで
さくらます	内共第5号、内共第10号		3月 1日から 6月15日まで
備考 遊漁の期間は、エ欄に掲げる期間内で組合が定めて公示する期間とする。			

- 2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 C地区の流し網、投網の対象者は、平成28年度県網許可受給者で、組合より毎年の遊漁承認証を交付された者に限る。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具漁法を対象として同表の中欄の区域内においては、同表の右欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

漁具漁法	区 域	期 間
全漁具漁法	<内共第5号> 1. 手取川白山発電用ダム上流端より上流50メートルから下流一の宮大橋下流端までの区域 2. 大日川河野三ヶ用水ダム上流端より上流50メートルから下流大日橋下流端までの区域 3. 白山市杉森町大日川第2発電所ダムより上流50メートルから同ダムより下流100メートルまでの区域 <内共第6号> 1. 板尾大谷川の板尾谷第3号えん堤(白山市河内字板尾ウ部6番地)上流端より上流 2. 直海谷川の直海谷川治山えん堤(白山市河内字奥池タ部1番13地)上流端より上流 3. 内尾谷川の内尾谷第2号えん堤(白山市河内字内尾ヌ部21の141地)上流端より上流 <内共第8号> 白山市中宮白山白川郷ホワイトロード料金所ゲートから上流の尾添川本流及び支流の区域	通 年
全漁具漁法 (あゆに限る)	<内共第10号> 手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	9月15 日から 11月30 日まで
網 漁	<内共第5号> 1. 白山市左礫町左礫用水ダムより上流全域 2. 手取川本流明島放水路より下流の内共第5号の区域	通 年

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	15センチメートル
やまめ(さくらます)	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。組合指定の遊漁証交付場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、

遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。ただし、日券は、同欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

魚 種	区 域	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	内共第5号、内共第10号共通	毛針・友釣	1日	2,000円
		毛針釣	1年	5,000円
		友釣		8,000円
	内共第5号	流し網・投網	1年	13,000円
	内共第10号	網漁(県許可者)	1年	13,000円
やまめ・いわな	内共第5号のうち手取川本流以外及び内共6～9号	竿釣	1日	2,000円
			1年	6,000円
やまめ(さくらます)	内共第5号のうち手取川本流及び内共第10号		1日	3,000円
			1年	10,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

学齢に達しない幼児、小・中学生、高校生及び女性	無 料
70歳以上の高齢者及び障害者手帳保持者	第1項の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た金額(網漁を除く。)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

2 平成28年度県網許可受給者(県規則第33条関係)から遊漁承認証の交付申請を受けたときは、組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために採捕量の調査に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置に関する事項)

第11条 組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。